

●香川県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成26年8月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成26年5月31日	医療法人社団協志会 宇多津 浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地1
平成26年5月31日	小豆島町国民健康保険福田診 療所	小豆郡小豆島町福田甲407番地1